

条例の対象（適用範囲）のうち、出資等法人について

1 本区における出資等法人の範囲について

情報公開条例等において、以下のとおり規定している。

葛飾区情報公開条例(出資等法人の情報公開等)

第 21 条 区が出資その他の財政支出等を行う法人で、区長が別に定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり当該出資等法人の管理する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、出資等法人が前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 区長は、出資等法人の情報の公開が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

葛飾区情報公開条例施行規則(出資等法人)

第 6 条の 3 条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、区長が別に定める出資等法人は、次のとおりとする。

(1) 葛飾区土地開発公社

(2) 社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会

これらの規定は、平成 13 年の情報公開条例の改正時に追加されたものである。改正理由は、「出資比率が 100%のもの又は区と密接な関係にあるものとする。」とのことだった。

「出資比率が 100%のもの」とは土地開発公社のことを、「区と密接な関係にあるもの」とは、社会福祉協議会を指しているものと思われる。

社会福祉協議会では、現在、「緊急小口資金貸付」「ファミリー・サポートセンター」「ボランティア・地域活動支援センター」など、区と密接にかかわる事業を実施している(他の社会福祉法人では行っていない)。これらにかかわる情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう義務付けるとともに、区がその指導に努めるよう、条例に規定したものと思われる。

情報公開条例の規定の主旨を踏まえると、公文書管理条例においても、情報の公開にそなえた公文書の管理について必要な措置を講ずるよう、出資等法人に義務付けるとともに、区がその指導に努めるよう、規定すべきと考える。

2 具体的な方策

2 法人とも、すでに区と同様の文書管理及び情報公開に関する規程を設けている(資料 2 別紙 1～4 のとおり)。今後も必要に応じて、区が適宜指導を行うこととしたい。